

**平成30年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨**

1. **日時** 平成31年3月22日（金）15：00～15：30
2. **場所** 福岡県自治会館1階 101会議室
3. **出席者**
- (1) **委員** 村上委員、吉田委員、貫委員、堤委員（欠席：高藤委員）
- (2) **事務局** 森事務局長、末若事務局次長、坂本総務課長、山形保険課長、増永健康企画課長ほか

**4. 議事の要旨**

(1) 説明・報告事項

① 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部改正について

○**事務局**（資料1に基づき説明）

○**委員** 個人情報ファイル簿が3つあるが、この3箇所ですべて管理されていると考えてよいか。保険課と健康企画課がそれぞれ保有する情報で、斜線が引いている部分は、保有していないということか。

○**事務局** そのとおり。斜線を消していないところが保有しているということである。

○**委員** この中には、3つとも斜線が引かれているところがあるが、それはどこが保有するのか。例えば、「婚姻歴」のところに斜線が引いてあるが、これはどこかに保存しているということか。

○**事務局** 様式は国の示した基準を基に作成したもので、様式として婚姻歴を用意しているが、この広域連合の業務においては保有していないため、3つとも消している。

② 平成29年度情報公開条例の運用状況について

○**事務局**（資料2に基づき説明）

○**会長** 請求番号1は統計資料的なものか。特定の個人が識別される情報は含まれていないということか。

○**事務局** 統計的なものである。

○**委員** 仕様書だが、特定の業者に公開しているものを出してくださいということか。

○**事務局** そのとおり。

③ 平成29年度個人情報保護条例の運用状況について

○**事務局**（資料3に基づき説明）

○**委員** 個人情報というのは、生存者に対するものではないのか。

- 会 長 この条例では、国の法律のように、死者の情報について除外する規定がない。
- 委 員 ということは、一括して個人情報保護条例に基づいて行うということか。
- 会 長 その辺の考えはどうなっているか。
- 事務局 条例上は定めがなく、運用上で、遺族に対して、故人に対する情報を開示している。
- 委 員 遺族の範囲はどこまでか。
- 事務局 法定相続人の範囲で運用している。
- 会 長 関連で、開示請求書は、本人と代理人の欄のみで、相続人からの申請を想定していないがどうしているのか。様式はどうやって書いてもらうのか。
- 事務局 運用で、本人欄に故人を、代理人欄に法定相続人、遺族の方に記載をお願いしている。
- 会 長 ただ、様式の注を読むと、これは委任状があるとかの想定なので、様式を別に設けてはどうか。法定相続人については、戸籍抄本で確認するのだろうが、それは書いていない。
- 事務局 現実には、窓口で説明しながら申請を案内している。今の指摘の点も今後検討していきたい。
- 委 員 開示請求の権利がある方が自分に権利があるとは、分かっていないのか。表向きは規定がないということか。窓口に行かないと分からないのか。
- 事務局 条例の規定では、指摘のとおり、確認できない。現実としては、必要に迫られて、請求していることが多い。
- 会 長 それでは、故人の方の法定相続人が来られた場合について、運用上の対応になると思うが、必要であれば、別途様式を設けた方がよいのではないか。今後検討してください。
- 事務局 運用等をまとめている職員向けの手引書を作成しており、先ほどの指摘の点は、手引書の内容の方も確認していきたい。
- 会 長 必要に応じてということによい。

④ 平成29年度市町村へのレセプト情報提供について

- 事務局 (資料4に基づき説明)
- 会 長 医療目的が多いようだが、何か特徴的なものはあるか。
- 事務局 平成28年度実績が7市町村・15件、平成29年度は大幅に増加した。特徴的なものとして、介護保険の事業計画作成のためというものが24件あった。第7期介護保険事業計画が平成30年度からの計画になるので、そのため、平成29年度に集中して情報提供の依頼があったものと考えている。平成30年度は、現時点で20件となっている。介護保険の計画利用がなくなったので元に戻ったのかなと考えている。